

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
25	館山市要保護及び準要保護児童生徒援助費事務取扱要綱に基づく受給資格の認定事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本市は、館山市要保護及び準要保護児童生徒援助費事務取扱要綱に基づく受給資格の認定事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

館山市教育委員会

## 公表日

令和5年12月20日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	就学援助に基づく受給資格の認定事務
②事務の概要	学校教育法第19条の規定により定めた、館山市要保護及び準要保護児童生徒援助費事務取扱要綱に基づき、要保護児童生徒及び準要保護児童生徒の保護者に就学援助費の支給を行う。 ①世帯状況、税情報、生活保護基準額により支給認定 ②認定結果に基づく援助費の支給 ③支給結果報告書の作成
③システムの名称	就学援助システム、宛名管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 就学援助申請者情報ファイル 2. 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	館山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第一 第28項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	館山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第一 第28項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	教育委員会教育部教育総務課教育総務係
②所属長の役職名	教育総務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課行政管理係 千葉県館山市北条1145番地の1 0470-22-3218
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	館山市教育委員会教育部教育総務課教育総務係 千葉県館山市北条1145番地の1 0470-22-3685

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 課題が残されている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ <input checked="" type="radio"/> ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ <input checked="" type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年1月4日	3	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(案)別表第一	館山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第一第29項	事後	館山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の施行に合わせて
平成28年1月4日	4	実施しない	実施する 館山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第二第29項	事後	館山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の施行に合わせて
平成29年3月3日	I-4-②	別表第二	別表第一	事後	
平成29年3月3日	I-5-②	望月 信男	小柴 信弘	事後	
平成29年3月3日	II-1 対象人数	1万人以上10万人未満	1,000人以上1万人未満	事後	
平成29年3月3日	II-1 対象人数	平成26年5月1時点	平成29年2月1時点	事後	
平成29年3月3日	II-2 取扱者数	平成26年5月1時点	平成29年2月1時点	事後	
平成29年6月21日	I-5-②	小柴 信弘	松田 雅司	事後	
平成29年6月21日	II-1 対象人数	平成29年2月1日 時点	平成29年6月1日 時点	事後	
平成29年6月21日	II-2 取扱者数	平成29年2月1日 時点	平成29年6月1日 時点	事後	
平成29年6月21日	I-3	館山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第一第29項	館山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第一第28項	事後	
平成29年6月21日	I-4-②	館山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第一第29項	館山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第一第28項	事後	
平成30年6月29日	II-1 対象人数	平成29年6月1日 時点	平成30年6月1日 時点	事後	
平成30年6月29日	II-2 取扱者数	平成29年6月1日 時点	平成30年6月1日 時点	事後	
	I-5-①	教育委員会教育総務課教育総務係	教育委員会教育部教育総務課教育総務係	事後	
	I-8	教育委員会教育総務課教育総務係	教育委員会教育部教育総務課教育総務係	事後	
令和2年9月25日	I-2	学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条の規定により定めた、館山市要保護及び準要保護児童生徒援助費事務取扱要綱に基づき、要保護児童生徒及び準要保護児童生徒の保護者に就学援助費の支給の認定を行う。	学校教育法第19条の規定により定めた、館山市要保護及び準要保護児童生徒援助費事務取扱要綱に基づき、要保護児童生徒及び準要保護児童生徒の保護者に就学援助費の支給を行う。	事後	
令和2年9月25日	I-2	①生活状況、税情報、生活保護基準額より支給認定	①生活状況、税情報、生活保護基準額より支給認定	事後	